

# 牟田事務所 許可通信

<http://homepage3.nifty.com/doricamu21>

2015.03

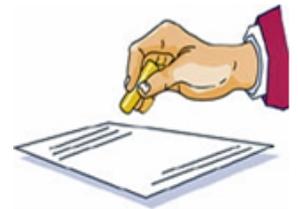
【建設】 【運送】 【産廃】 【風営】

## ★建設業★ 建設業申請書が変わります

と言っても、1か所にしか書いてなかったことを、何度もあちこちに書くようになったり、他には略歴がなくなった程度です。

前回様式が変わったのは平成24年、さてどうして改定があったのでしょうか。突然ですが、「閲覧」をご存知でしょうか？

新規の許可申請書、毎年の事業年度終了届、5年に1度の更新、いつもどうして牟田さんところは何枚も同じ書類に印鑑をいっぱい押すのかな？と思われていそうですが、決して失敗したときの予備ではありません(笑)



片方を**正本**として愛知県に申請または届出します、もう片方が後ほど皆さまの手元に戻ってくる**副本**です。提出した**正本は厳重に鍵のついた書庫で保管を…されません**。最近では名刺に許可番号をいれる会社さんも多くなってきました、窓口へ行って、この会社の書類見せてくださいと言えば、窓口では身分証明なども求めず、どこのだれか素性の知れない方にだって書類を渡します。

持出しは出来ませんが、ゆっくり目を通して、書き写すための机まで用意されています。

そうです、あの決算書が転記されている事業年度終了届までも公開されています。



ここで心配なのが役員の略歴書です。  
学校を卒業してから、現在に至るまでの職歴を書かなければなりません。  
正直、私達も窓口での取扱いには・・・泣  
職歴がない空白期間「**なにをしていましたか？**」と聞かれます。

育児と言えば「〇年〇月～〇年間は育児」、病気していたと言えば「病気」、就職活動中といえ「無職」と正本にのみ鉛筆で追記します。

家族構成さえ垣間見えそうな略歴が今年4月から**経営業務の管理責任者を除き、廃止**されることになりました。

マイナンバー導入にあたって世間は慌ただしくありますが、建設業の個人情報については心配事が少し減りそうです(\*^\_^\*)

**重要**

## デジタコ装着義務付け 範囲拡大

## ★運送業★

現在車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のトラック等にはデジタコやアナタコの装着が義務付けられています。

しかし平成27年4月1日に新車で購入し、新規登録を受ける車両に関しては、車両総重量7トン以上8トン未満又は最大積載量4トン以上5トン未満のトラックについても、タコグラフの装着が義務付けられることになりました。また、平成29年4月1日以降はその他の車両（追加要件該当車両）も義務付けられます。

これは死亡事故や重軽傷事故が多発していることや長距離・長時間輸送が比較的多い状況にあることを勘案して、交通事故削減の観点から一層重点的な安全対策を行うべく、新たに運行記録計の装着義務付けの対象に含めるべきであるとの結論に至ったためであります。

運転日報にわざわざ記入していた休憩時間や場所、移動の度に日報に記入していたドライバーさんにとってはとても便利で、会社もドライバーさんを管理するのが容易になります。よくありがちなのが、正確に使いこなせていなく、用紙のセットがずれていたりと・・・定期的に運行管理者さんはドライバーさんへのタコグラフの使用法の教育も行いましょう(^\_^♪デジタコならそう心配は不要と思いますが。

しかし便利で正確なこのタコグラフの装着も費用がかかることです。助成金制度も利用するためには、トラック協会に未加入の方は一度検討されてはいかがでしょうか。

## 車両数が少ない事業所さんご注意を

平成27年5月1日以降

保有車両数が5両未満の営業所であって運行管理者が選任されていない場合は行政処分の対象になります！

運送業一本でなく保有台数が5台割れしている事業所様ご注意ください！

また、台数が十分にある事業所様も運行管理者はいざというときの為に何名か資格取得していただくと良いでしょう(^\_^)！

運行管理者基礎講習、試験は開催回数が少ないのでご注意を、定期的にNASVAのHPでチェックしてくださいね（27年3/2現在まだ情報は上がっていません）

処分基準：運行管理者の未選任→事業停止（30日間）



## 人事異動 いろいろ ご注意を

春は人事異動の季節です。

運送業の場合は、各営業所ごとに運行管理者及び補助者、整備管理者及び補助者の選任が義務づけられています。異動の辞令が出てから慌てることのないよう、人事・総務担当の皆さんは、従業員さんが持っている資格等確認して進めましょう。また、役員等の変更があった場合も、別途変更届が必要になります。早めのご連絡お待ちしております。

## 愛知県産業廃棄物協会名古屋支部施設見学会

2月18・19日、愛知県産業廃棄物協会名古屋支部主催の施設見学会へ参加してきました。総勢26名の参加者の方々とバスに揺られ、まずは静岡県浜松市にある「株式会社太洋サービス」様へ。

元々、養鰻（ウナギの養殖）業を営まれており、ハウス養殖をする際、廃油を成生し燃料にしていたことから、この業界に参入されたそうです。

焼却施設の許可を1年前に取得されたそうですが、焼却施設の許可と聞くと、**とにかく大変！！**というイメージしか湧きません。

実際、計画から稼働まで**12~3年**もかかったそうです。しかし周辺からの反対はなく、住民説明会も2回で終わったことは、地域密着でお仕事をされてきた賜物ではないかと思います。焼却施設は**24時間フル稼働！！**環境の面からもコストの面からも燃やし続けた方がいいそうです。焼却炉



に廃棄物を投入するため巨大なUFOキャッチャーが動いている様子は何度見てもワクワクドキドキします。

焼却施設の他にも油水分離施設や脱水施設、破碎や圧縮施設など14種類の施設をひとつずつ見学しました。今後は、医療系廃棄物やPCBの許可を取得予定とのこと。焼却施設の排熱を利用し、またウナギの養殖をしたいという夢も聞かせていただきました。



その後、磐田市の「株式会社コーシンサービス」様へ伺いました。

大きな敷地に18種類の処理施設がありましたが、一番印象的だったのが**至るところに掲げられているスローガン**。ちょっと厳しめですが、とても説得力のあるものでした。

自社の分析センターも併設されており、放射能分析も行われています。やはり、東日本大震災後、分析の依頼が多く寄せられるそうです。

取り扱う産業廃棄物のなんと85%がリサイクルされており、バイオディーゼル燃料成生施設では100リットルの食用廃油から90リットルのバイオディーゼルができるということでした。

両社とも、たくさんの処理施設があるのに、とても静かなのにビックリ！！

夜はお寿司に静岡おでん。

真夜中まで飲み歩くオジ様方のパワーに若干圧倒され気味。

でも、オジ様方のように元気に飲み歩くことが大切なんだなあと感じました。翌日のバスはみなさん静かでしたが・・・(笑)

愛知県産業廃棄物協会は27年度、**BCP(事業継続計画)の策定**を目指しているそうです。施設見学会に参加させていただいたのも、これで3回目。いろいろな現場を見る機会があまりないので、大きな処理施設に心躍るとても有意義で刺激的な2日間でした。



## 特殊車両通行許可申請 審査体制の集約化

一昨年「特殊車両の通行に関する指導要綱」が改正され、特殊車両についての取り締まりが厳しくなったこともあり、国道事務所はパンク状態。また、日々の運行があるのに1日でも早く許可が下りてくれなければお仕事になりません。

そこで国交省は27年度から特殊車両通行許可申請の審査を効率的かつ集中的に処理し、審査等に要する期間を短縮するため、国道事務所における審査体制の集約化を段階的に実施することになりました。



現状、各道路管理者に対する個別審査がなければ、おおむね3週間程度で許可されます。しかし個別審査やC・D条件の経路を避けてはどうしても目的地までたどり着けないことが常です。ということは、ほとんどの道路が老朽化し、普通に通行することが出来ない道路ばかりということになります。修繕が老朽化のスピードについていけなくなったとき、特殊車両が通行できる経路はもっと限られてくるのではないかと心配です。



### 特殊車両通行許可とは

一般制限値を超える車両については原則、道路を通行してはならないと法律で定められています。道路管理者が条件をつけて通行を許可するのが特殊車両通行許可です。

## 建設業セミナー

建設業法の大改正を詳しく学びます。合せて社会保険についても新しい情報等共有しましょう。

### ① 建設業と社会保険

出来るなら避けて通りたい社会保険 現状と将来について

### ② 改正建設業法 4/1～施行

- ・ 許可申請書等の見直し(個人情報保護及び事務の簡素化)
- ・ 営業所の専任技術者緩和
- ・ 施工体制台帳(一般建設業者も作成主体に)
- ・ 経審の客観的事項の見直し(若者の育成及び確保)等

日時：平成27年3月26日

① 建設業と社会保険 14:30～15:20

② 改正建設業法 15:30～17:00

場所：牟田事務所3階セミナールーム 申込書同封しました